

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：ベトナム事務所
案件名：都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト

1 契約予定期間：2014年3月下旬～2018年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における廃棄物管理分野の調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月22日から2014年1月24日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月22日から2014年1月27日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月下旬
- (5) 契約交渉 : 3月上旬～3月中旬

5 業務の目的

ベトナムでは、急速な都市化と工業化により、特に大都市において、廃棄物の発生量が急激に増加している一方、処分場の確保が、難しくなっている。ベトナムにおける都市廃棄物（家庭ごみ及び事業系ごみ）は、固形廃棄物全体の約80%を占め、その収集率は、全国平均で約75%と推定されている。最終処分場施設の約7～8割が不衛生なオープンランピングであり、全国的な衛生埋立処分場施設の整備とあわせ、発生源での分別や中間処理等を通じた廃棄物の減量化等により、適正な廃棄物管理は喫緊の課題となっている。

このような背景の下、ベトナムでは、廃棄物の種類、特性に応じて、発生抑制から分別、収集、リサイクル、適正処分、処理施設の管理までを一連の過程において、ハード面（施設等）及びソフト面（住民参加、啓発等）を含めた総合的な廃棄物管理が求められている。よって、国全体で廃棄物総合管理システムを整備し、実施していくために、中央政府及び地方政府における都市廃棄物管理の能力を向上することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ベトナム全土を対象。パイロット事業対象モデル都市・地方省として、ハノイ市及びもう1箇所を選定予定。

(2) 業務内容

本案件は、建設省をカウンターパートとし、廃棄物総合管理国家戦略に基づき、都市廃棄物管理に係る廃棄物総合管理システムが整備されることを目標に、且つ以下の成果の達成を目指し業務を行う。また、同成果達成のため、より効果的な代替案の活動がある場合は、その理由をつけて提案する。

1) 成果 1

廃棄物総合管理（特に都市廃棄物管理）に係る国家戦略を遂行するための実施管理、政策立案、地方政府の支援体制に関する建設省の能力が強化される。

ア。都市廃棄物処理及び管理に関連する法令、政策、組織制度、管理基準を見直し、必要に応じて改正提案を行う。

イ。都市廃棄物処理及び管理に係る従来及び最新の技術、並びに処理施設の計画、件s熱に係る技術的規制を見直し、適正技術の選択基準に関して策定支援を行う。

ウ。都市廃棄物の管理計画及び処理施設の建設計画を作成するための既存のガイドラインを見直し、改訂する。

エ。（地方自治体の都し廃棄物管理を監理及び監視する目的で）建設省職員的能力向上を目指した研修を実施する。

オ。都し廃棄物総合管理のための有用なデータ・情報を全国レベルで収集し、データ・情報の解析及び課題の整理を行う。

カ。民間セクターを廃棄物処理複合施設、建設計画に参入させるための投資モデルを調査、検証し、実現可能性のある投資モデルを提案する。

キ。広域都市廃棄物処理複合施設建設計画を形成するための調査を行い、その結果を指針として纏める。

ク。法的枠組み、管理メカニズム、技術、責任所在など、適切な都市廃棄物管理を強化するための研修やセミナーを全国レベルで実施するとともに、国内外の実務経験を、右機会を通じて共有する。

ケ。都市廃棄物総合管理の実践に関し、技術的、法的、社会的な課題について協議し、経験を共有するための専門家

による会議及びワークショップを全国レベルで実施する。

2) 成果 2

ハノイ市建設局の都市廃棄物管理の実施に係る能力が強化される。

ア。「ハノイ 3Rプロジェクト」(2006 - 2009 年実施済)の結果を見直し、廃棄物総合管理マスタープランに基づいて、ハノイ市の現状を分析する。また得られた教訓を整理し、助言、提言をハノイ市に対して行う。

イ。建設省が、ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランの内容につき、ハノイ市に対し、今後の実施についての助言及び提言を行うことを支援する。

ウ。建設省が、ハノイ市廃棄物総合管理マスタープランの実施に対して、助言を行うことを支援する。また、住民の意識向上のための活動(環境教育、啓発活動)を含める。

エ。ハノイ市が、「ハノイ市廃棄物総合管理マスタープラン」に基づいて、廃棄物管理処理複合施設に向けた概要調査を行うことを支援する。

オ。対象として廃棄物処理複合施設の建設のための、民間投資促進手段(BOT, PFI, PPP等)を調査する。

カ。「ハノイ市廃棄物総合管理マスタープラン」、特に都市廃棄物総合管理部分についての計画策定及び実施の教訓を取りまとめ、関係者と共有する。

3) 成果 3

パイロットモデル都市・地方省での廃棄物総合管理マスタープラン作成のため(特に都市廃棄物管理の部分)の、建設省の技術的なサポート能力が、本パイロットを通じて強化される。

ア。パイロットモデル都市・地方省で、現在の廃棄物管理の能力評価を実施する。

イ。建設省が、パイロットモデル都市・地方省の地方政府に対して、廃棄物総合管理マスタープランの作成(特に都市廃棄物総合管理部分)に係る技術的な支援を行うことを支援する。

ウ。建設省が、廃棄物総合管理マスタープランの実施に向けた技術的な支援を行うことを支援する。

4) 成果 4

中央及び地方政府職員が、都市廃棄物総合管理に必要な高度な知識を習得する。

建設省及び地方政府職員の都市廃棄物総合管理の知識強化をするための、技術的な研修を本邦で実施する。その際は、特に日本の技術の優位性について広く広報することに留意する。をまた、近隣諸国において、第3国における研修コースを実施し、近隣諸国での経験や教訓も学ぶ。

7 成果品等

(1) インセプションレポート(2014年8月上旬)

(2) プロジェクト事業年間進捗報告書(2015年3月上旬、2016年3月上旬、2017年3月上旬、2018年2月上旬)

(3) プロジェクト業務完了報告書(2018年3月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

1) 総括(廃棄物総合管理計画・処理技術)(評価対象予定者)

2) 都市廃棄物管理・処理技術(評価対象予定者)

3) 組織制度構築・財務管理(評価対象予定者)

4) 廃棄物収集、運搬計画

5) 中間処理及びリサイクル

6) 汚泥処理

7) 建設廃材、リサイクル

8) 産業廃棄物管理、処理

9) 有害廃棄物管理、処理

10) 最終処分場計画、管理

11) 環境社会配慮

12) データベース管理

13) 環境教育、住民の啓発運動指導

14) 資機材計画、管理

15) 廃棄物処理施設計画、試算

16) 業務調整/財務計画

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。